

平成28年度みよし市表彰審査委員会次第

期日 平成29年1月26日(木)

午前10時から

場所 みよし市役所 特別会議室

1 あいさつ

2 議題

(1) 表彰基準年数の見直しについて

3 その他

平成28年度みよし市表彰審査委員会委員名簿

委員長 倉本繁八

副委員長 近藤隆治

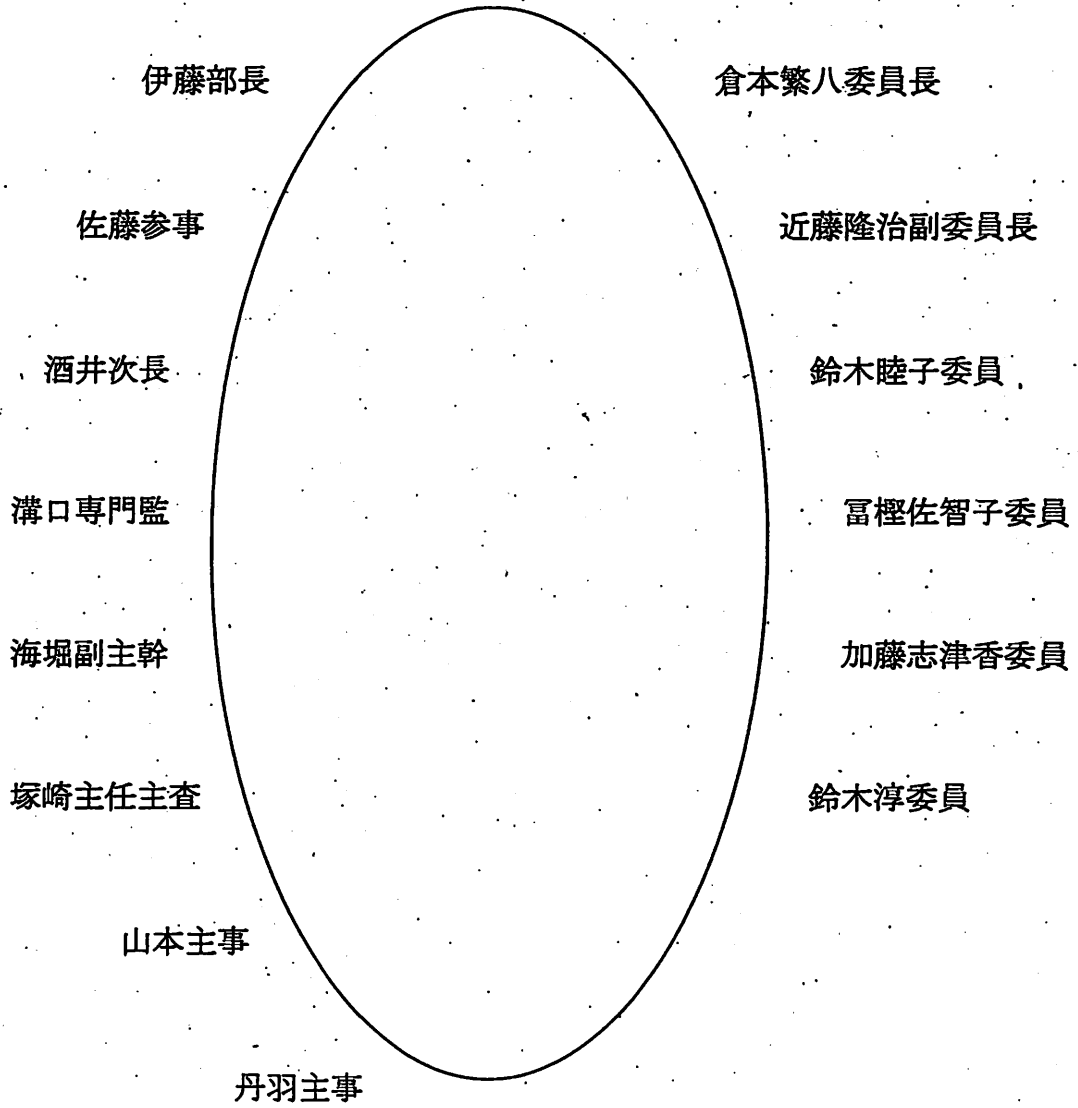
委員 鈴木睦子

委員 富樫佐智子

委員 加藤志津香

委員 鈴木淳

表彰審査委員会配席図



表彰基準の見直しの考え方

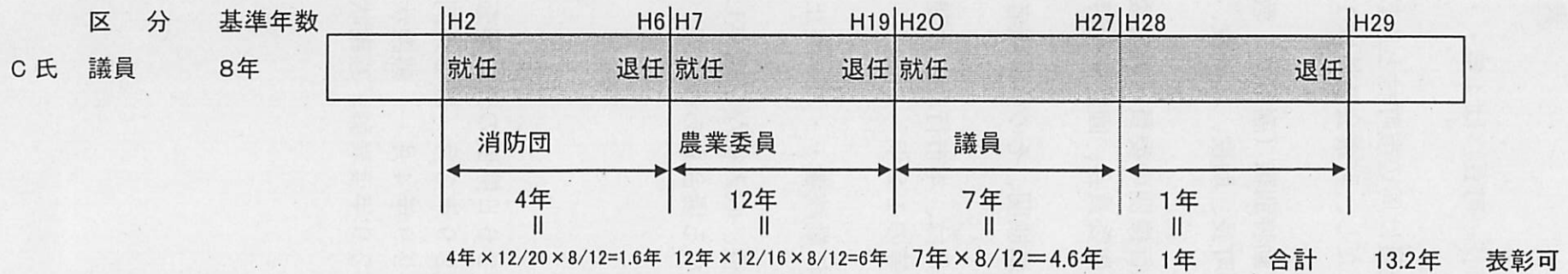
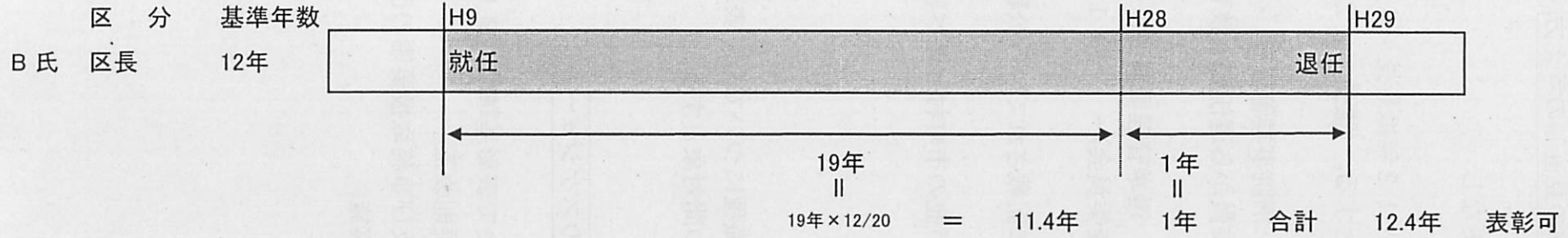
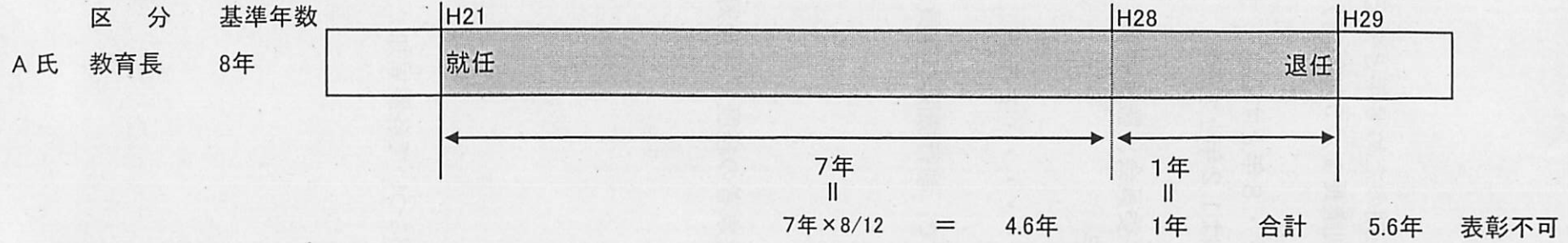
- 1 市長（町長）は4年・・・変更なし
- 2 議員は周辺市町村と比較すると12年は最長 4年任期のため8年とする。
ただし、町議会議員は12年とする。（議長1/2、副議長1/5加算有）
- 3 常勤特別職（副市長、教育長、病院事業管理者）・・・8年とする。
副町長、助役、収入役、教育委員から選任した教育長は12年とする。
- 4 執行機関の委員（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、
農業委員会、固定資産評価審査委員会）・・・12年
- 5 附属機関、その他公職者名簿に記載されている公職歴・・・16年
- 6 区長は、本市行政との関わりが他の市町村と比べ密接で、執行機関の委員
と同等の12年
- 7 永年勤続者・・・廃止

※ 助役、収入役など現存しない職種についても、表彰対象者の経歴で今後対象となる場合もあるので、当分の間対象とする。

今後のスケジュール

- ・ 1月26日開催の表彰審査委員会で表彰基準の見直し
- ・ 平成29年3月 表彰条例施行規則改正
- ・ 平成29年4月 感謝状基準及び事務取扱要領の改正について各課周知
- ・ 平成29年度表彰、感謝状より実施

表彰候補者の在職年数(例)



表彰対象及び基準年数表（案）

表彰区分	基準年数	4年	8年	12年	16年 (主に公職者名簿に記載している者)	30年
自治功勞		市長・町長	市議會議員 副市長	町議會議員 副町長、助役 収入役 監査委員 選挙管理委員 固定資産評価審査委員 公平委員会委員 区長	表彰審査委員・防災会議委員 明るい選挙推進協議会委員 特別職報酬等審議会委員 行政相談員・法律相談員・行政改革推進委員 固定資産評価委員 人権擁護委員 行政相談員・法律相談員 消防団員	
教育功勞			教育長（H28.10.1以降に限る）	教育委員（H28.9.30以前の教育長含む）	学校給食センター運営委員・社会教育委員・青少年輔導員 図書館協議会委員・社会教育活動地区推進委員	小中学校の教職員 (規則5条2号)
体育功勞					スポーツ推進委員・地区スポーツ委員・スポーツ振興審議会委員	
文化功勞					文化協会役員・文化財保護委員	
福祉功勞 (社会福祉功勞)					交通委員・交通指導員 保護司・訪問介護員・人権擁護委員（規則5条1号ウ）	
(児童福祉功勞)					民生児童委員・児童厚生員・子ども会指導者	
(保健衛生功勞)			病院事業管理者		健康づくり地区推進委員・保健対策推進協議会委員 予防接種健康被害調査委員・市民病院運営協議会委員 国民健康保険運営協議会委員（規則5条3号）	
産業功勞 (商工功勞)				農業委員 愛知用水総代会総代 土地改良区総代会総代	都市計画審議会委員・統計調査員・生産組合長 利水委員・その他農商工団体等 土地改良区理事 農地利用最適化推進委員	
永年勤続						一般職の職員 (規則5条1号オ)
ボランティア功勞					ボランティア活動	
奇特篤行		・市のために300万円以上（団体等にあつては500万円以上） 私財を寄附した者				
その他		・その他特に表彰するを適当と認めるもの				

表彰対象及び基準年数表

表彰区分	基準年数	4年	12年	16年	20年 (主に公職者名簿に記載している者)	30年
自治功勞		市長・町長 (規則5条1号7)	市議會議員・町議會議員 副市長・副町長・助役 収入役 監査委員 選挙管理委員 (規則5条1号イ)	固定資産評価員 固定資産評価審査委員 (規則5条1号ウ)	表彰審査委員・区長・防災会議委員（規則5条1号エ） 明るい選挙推進協議会委員（規則5条1号エ） 特別職報酬等審議会委員（規則5条1号エ） 行政相談員・法律相談員・行政改革推進委員（規則5条1号エ） 消防団員（規則5条1号カ）	
教育功勞			教育委員 (規則5条1号イ)		学校給食センター運営委員・社会教育委員・青少年輔導員 (条例2条2号) 図書館協議会委員・社会教育活動地区推進委員 (条例2条2号)	小中学校の教職員 (規則5条2号)
体育功勞					スポーツ推進委員・地区スポーツ委員・スポーツ振興審議会委員 (条例2条2号)	
文化功勞					文化協会役員・文化財保護委員（条例2条2号）	
福祉功勞 (社会福祉功勞)				人権擁護委員 (規則5条1号ウ)	交通委員・交通指導員（条例2条3号） 保護司・訪問介護員（規則5条3号）	
(児童福祉功勞)					民生児童委員・児童厚生員・子ども会指導者（規則5条3号）	
(保健衛生功勞)					健康づくり地区推進委員・保健対策推進協議会委員（規則5条3号） 予防接種健康被害調査委員・市民病院運営協議会委員（規則5条3号） 国民健康保険運営協議会委員（規則5条3号）	
産業功勞 (商工功勞)				農業委員 (規則5条1号ウ)	都市計画審議会委員・統計調査員・生産組合長（条例2条4号） 利水委員・その他農商工団体等（条例2条4号） 土地改良区理事（条例2条4号） 土地改良区総代（条例2条4号）	
永年勤続						一般職の職員 (規則5条1号オ)
ボランティア功勞				ボランティア活動		
奇特篤行		・市のために300万円以上（団体等にあつては500万円以上） 私財を寄附した者（規則5条1号キ）				
その他		・その他特に表彰するを適当と認めるもの（条例2条6号）				

感謝状基準年数(案)

表彰区分	基準年数			
	4年	6年	8年 (主に公職者名簿に載っている者)	
自治功勞	市議會議員 副市長	町議會議員 副町長、助役 収入役 監査委員 選挙管理委員 固定資産評価審査委員 公平委員会委員 区長	町議會議員 副町長、助役 収入役 監査委員 選挙管理委員 固定資産評価審査委員 公平委員会委員 区長	表彰審査委員・防災会議員 明るい選挙推進協議会委員 特別顧問等審査委員 行政相談員・法律相談員・行政改革推進委員 固定資産評価委員 人権擁護委員 行政相談員・法律相談員 消防団員
教育功勞	教育長 (H28.10.1以降)	教育委員 (教育長はH28.9.30以前)	学校給食センター運営委員・社会教育委員・青少年指導員 図書館協議会委員・社会教育活動地区推進委員	
体育功勞			スポーツ推進委員・地区スポーツ委員・スポーツ振興審議委員	
文化功勞			文化財保護委員・文化協会役員	
福祉功勞 (社会福祉功勞)			交通委員・交通指導員 保護司・訪問介護員・人権擁護委員	
(児童福祉功勞)			民生児童委員・児童厚生員・子ども会指導者	
(保健衛生功勞)	病院事業管理者		健康づくり地区推進委員・保健対策推進協議会委員 国民健康保険運営協議会委員・市民病院運営協議会委員 予防接種健康被害調査委員会	
産業功勞 (商工功勞)		農業委員 愛知用水総代会総代 土地改良区総代会総代	都市計画審議委員会委員・統計調査員・生産組合長 利水委員・その他農商工団体等 土地改良区理事 農地利用最適化推進委員	
ボランティア功勞			ボランティア活動	
奇特篤行	・市のために100万円以上 (団体にあっては300万円以上) 私財を寄附したもの			
その他	・その他特に感謝状を贈呈するを適当と認めるもの			

感謝状基準年数表

表彰区分	基準年数			
	4年	6年	8年	10年 (主に公職者名簿に載っている者)
自治功勞	町・市議會議員 助役・副町長・副市長 収入役 監査委員 選挙管理委員	固定資産評価員 固定資産評価審査委員 区長	明るい選挙推進協議会委員	表彰審査委員・防災会議員 特別顧問等審査委員 行政相談員・法律相談員・行政改革推進委員 消防団員
教育功勞	教育委員			社会教育委員 給食センター運営委員 図書館協議会委員・社会教育活動地区推進委員
体育功勞				体育指導委員・地区スポーツ委員・スポーツ振興審議委員会委員
文化功勞				文化財保護委員・文化協会役員
福祉功勞 (社会福祉功勞)		人権擁護委員 交通指導員		交通委員 青少年指導員・保護司・訪問介護員
(児童福祉功勞)		民生児童委員		児童厚生員・子ども会指導者
(保健衛生功勞)				健康づくり地区推進委員・保健対策推進協議会委員 国民健康保険運営協議会委員 町・市民病院運営協議会委員 予防接種健康被害調査委員会
産業功勞 (商工功勞)		農業委員	土地改良区理事・総代 利水委員	都市計画審議委員会委員・統計調査員・生産組合長 その他農商工業団体
ボランティア功勞				ボランティア活動
奇特篤行	・市のために100万円以上 (団体にあっては300万円以上) 私財を寄附したもの			
その他	・その他特に感謝状を贈呈するを適当と認めるもの			

表彰基準の見直し

公職者名	変更後	変更前	理由
市長	4	4	任期が1期4年であり、4年か8年が良いと思われるが、周辺市町村の平均が5.6年となり引き続き4年(1期)とした。
町長	4	4	同上
市議会議員	8	12	12 周辺市町村と比較すると12年(3期)は最長であり、8年(2期)が適当と思われる。
町議会議員	12	12	12 過去の経緯により従前どおりとする。
副市長	8	12	12 周辺市町村と比較すると12年(3期)は最長であり、8年(2期)が適当と思われる。
助役、副町長	12	12	12 過去の経緯により従前どおりとする。
収入役	12	12	12 過去の経緯により従前どおりとする。
教育長	8	無	無 常勤の特別職である教育長も副市長と同様とする。ただし、教育委員の中から選任した教育長(H28.9.30以前)は12年とする。
病院事業管理者	8	12	12 常勤の特別職である教育長も副市長と同様とする。
監査委員	12	12	12 自治法(第318条の4第1項)で規定する執行機関の委員は、12年とする。なお周辺市町は平均10.9日
選挙管理委員	12	12	12 執行機関の委員は12年
固定資産評価審査委員	12	16	16 執行機関の委員は12年
公平委員会委員	12	無	無 執行機関の委員は12年
農業委員	12	16	16 執行機関の委員は12年
愛知用水総代会総代	12	20	20 選挙で選任される職種は、職員を除き12年とする。
土地改良区総代会総代	12	20	20 選挙で選任される職種は、職員を除き12年とする。
固定資産評価委員	16	16	16 自治法(第318の4第3項)で規定する附属機関など審議会、調査会等については、16年とする。(周辺市町は10年～12年)
人権擁護委員	16	16	16 人権擁護委員は、周辺市町はないところが多いが、本市はボランティアと同等の16年とする。
区長	12	20	20 本市の特色として、区長は地域行政の中核的役割を担い、職務も多忙を極める非常勤の特別職の地方公務員であるため、執行機関の委員と同等の12年とした。
明るい選挙推進協議会委員	16	20	20 明推委員は、周辺市町はないが、本市はボランティアと同等の16年とする。
行政相談員	16	20	20 行政相談員は、周辺市町は約半数にあり、基準年は10～15年ある、本市としては他の委員との権衡を考慮し16年としたい。
法律相談員	16	20	20 行政相談員に準ずる。
消防団員	16	20	20 消防団員は、周辺市町には半数が基準年を定めており、12～20年としている。本市は他の委員との権衡を考慮し16年としたい。
社会教育委員	16	20	20 社会教育委員は周辺市町には東郷町を除きないが、本市は、ボランティアと同等の16年としたい。
青少年指導員	16	20	20 青少年指導員は周辺市町には東郷町を除きないが、本市は、ボランティアと同等の16年としたい。
社会教育活動地区推進委員	16	20	20 社会教育活動地区推進委員は周辺市町にはないが、本市は、ボランティアと同等の16年としたい。
スポーツ推進委員	16	20	20 スポーツ推進委員は周辺市町には東郷町を除きないが、本市は、ボランティアと同等の16年としたい。
地区スポーツ委員	16	20	20 地区スポーツ委員は周辺市町には東郷町を除きないが、本市は、ボランティアと同等の16年としたい。
文化協会役員	16	20	20 文化協会役員は周辺市町には東郷町を除きないが、本市は、ボランティアと同等の16年としたい。
保護司	16	20	20 保護司は、国家公務員であるが無給のため、ボランティアに準じて16年が適当である。
訪問介護員	16	20	20 ボランティアと同等の16年
民生児童委員	16	20	20 民生児童委員は、国から委嘱を受けたボランティアであり、周辺市町は10年から15年で定めています。本市はボランティアに準じ16年としたい。
児童厚生員	16	20	20 児童厚生員は周辺市町には東郷町を除きないが、本市は、ボランティアと同等の16年としたい。
子ども会指導者	16	20	20 周辺市町は該当なし。ボランティアに準じた年数としたい。
健康づくり地区推進委員	16	20	20 周辺市町は該当なし。ボランティアに準じた年数としたい。
統計調査員	16	20	20 周辺市町は該当なし。ボランティアに準じた年数としたい。
生産組合長	16	20	20 生産組合長は周辺市町には豊田市を除きないが、本市は、ボランティアと同等の16年としたい。
利水委員	16	20	20 生産組合長に準じる。
土地改良区理事	16	20	20 周辺市町では豊田市及び日進市が20年と定めている。本市はボランティアと同等の16年としたい。
その他農工商団体等	16	20	20 周辺市町では豊田市、日進市、長久手市及び東郷町が12年から20年と定めている。本市はボランティアと同等の16年としたい。
上記に掲げる者以外でみよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例別表に掲げるもの	16	20	20 学校医、保育園医等を含む。審議会、調査委員会、附属機関と同じ。
一般職の職員(永年勤続)	無	30	30 表彰した実績はないため、削除する。

区分	種別	対象者	みよし市	豊田市	岡崎市	刈谷市	日進市	長久手市	東郷町	豊明市	瀬戸市	尾張旭市	田原市	平均
表彰	自治功勞	市長(町長)	4	-	-	5	4	4	10	4	10	-	-	5.9
表彰	自治功勞	議長	-	-	退任後	6.25	-	-	-	5	-	-	-	5.6
表彰	自治功勞	副議長	-	-	退任後	8.33	-	-	-	-	-	-	-	8.3
表彰	自治功勞	市(町)議会議員	12	8	12	10	6	8	10	6	10	8	8	8.5
表彰	自治功勞	副市長(副町長)	12	-	8	8.33	6	8	10	6	12	8	8	8.3
表彰	自治功勞	助役	12	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	8.0
表彰	自治功勞	収入役	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
表彰	自治功勞	教育長	-	-	12	-	6	8	10	6	12	8	-	8.9
表彰	自治功勞	病院事業管理者	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
表彰	自治功勞	監査委員	12	10	8	16.67	8	12	10	9	12	8	10	10.5
表彰	自治功勞	選挙管理委員	12	10	8	16.68	8	12	10	10	12	8	10	10.6
表彰	自治功勞	固定資産評価員	16	10	-	-	10	12	-	10	12	-	-	10.8
表彰	自治功勞	固定資産評価審査委員	16	10	9	16.68	8	12	10	10	12	8	10	10.7
表彰	自治功勞	公平委員会委員	-	10	8	16.67	8	12	-	10	12	8	10	10.7
表彰	自治功勞	表彰審査委員	20	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	自治功勞	自治会連合会長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12.0
表彰	自治功勞	区长	20	10	13	16.68	-	-	-	7	-	-	10	11.9
表彰	自治功勞	コミュニティ協議会長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8.0
表彰	自治功勞	明るい選挙推進協議会委員	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
表彰	自治功勞	特別職報酬等審議会委員	20	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	自治功勞	行政相談員	20	-	12	-	13	12	10	13	-	-	-	12.5
表彰	自治功勞	法律相談員	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
表彰	自治功勞	人権擁護委員	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
表彰	自治功勞	行政改革推進委員	20	-	-	-	-	12	10	13	-	-	-	11.8
表彰	自治功勞	情報公開・個人情報保護審査会委員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
表彰	自治功勞	総合計画審議会委員	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	自治功勞	自治基本条例検討委員	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	自治功勞	消防団長	-	-	-	16.68	12	12	10	9	-	-	8	11.3
表彰	自治功勞	消防副団長	-	-	-	16.68	12	12	10	10	-	-	8	11.7
表彰	自治功勞	消防分団長	-	-	-	-	12	-	10	15	-	-	-	12.3
表彰	自治功勞	消防副分団長	-	-	-	-	-	-	10	20	-	-	-	15.0
表彰	自治功勞	消防団員	20	15	30	-	20	12	-	20	20	15	-	18.9
表彰	自治功勞	婦人消防クラブ員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	15.0
表彰	自治功勞	防犯防災関係団体の正・副の長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	10.0
表彰	自治功勞	審議会等委員	-	20	-	-	15	-	-	15	-	10	12	14.4
表彰	自治功勞	その他公職者	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	15.0
表彰	自治功勞	行政評価・外部評価員	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	自治功勞	男女共同参画審議会委員	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	自治功勞	駐在員	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	自治功勞	自治会活動の職	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	自治功勞	納税貯蓄組合長	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	自治功勞	国・県から任命された委員	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	15.0
表彰	教育功勞	教育委員	12	10	8	16.68	8	-	-	-	-	10	-	10.0
表彰	教育功勞	学校給食センター運営委員	20	-	-	-	-	-	10	9	-	8	10	10.2
表彰	教育功勞	社会教育委員	20	-	10	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	教育功勞	青少年補導員	20	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	教育功勞	図書館協議会委員	20	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	教育功勞	社会教育活動地区推進委員	20	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	教育功勞	小中学校の教職員	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
表彰	教育功勞	保育所嘱託医・嘱託歯科医	-	20	30	-	15	15	10	13	-	-	12	16.4
表彰	教育功勞	学校嘱託医・嘱託歯科医	-	20	30	-	15	15	10	13	-	-	12	16.4
表彰	教育功勞	幼稚園校医	-	-	30	-	15	15	-	13	-	-	12	17.0
表彰	教育功勞	予防接種医	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	教育功勞	学校薬剤師	-	20	30	-	-	-	10	-	-	-	-	20.0
表彰	教育功勞	中央公民館長	-	-	-	16.68	-	-	-	-	-	-	-	16.7
表彰	教育功勞	公民館長	-	-	-	16.68	-	-	-	-	-	-	-	16.7
表彰	教育功勞	私立幼稚園職員	-	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	25.0

区分	種別	対象者	みよし市	豊田市	岡崎市	刈谷市	日進市	長久手市	東郷町	豊明市	瀬戸市	尾張旭市	田原市	平均	
表彰	保健衛生功労	環境美化推進員	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	10.0	
表彰	保健衛生功労	生活排水クリーン推進員	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	10.0	
表彰	保健衛生功労	健康づくり・食育推進計画策定委員	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	10.0	
表彰	保健衛生功労	乳幼児健診医・歯科医	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	10.0	
表彰	保健衛生功労	成人健診医・歯科医	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	10.0	
表彰	保健衛生功労	公的保健衛生関係団体の長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0	
表彰	保健衛生功労	公的保健衛生関係団体の副の長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	10.0	
表彰	保健衛生功労	保健衛生及び健康関係施設・団体の役員として、保健衛生又は保健医療の向上及び発展に貢献し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.0	
表彰	保健衛生功労	疾病予防、公衆衛生、健康増進等に尽力し、功績が特に顕著な者又は団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0	
表彰	産業功労	農業委員	16	10	12	16.68	8	-	-	10	-	12	8	10	11.0
表彰	産業功労	都市計画審議会委員	20	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	10	10.0
表彰	産業功労	ホテル等建築審議会委員	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	産業功労	統計調査員	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0
表彰	産業功労	生産組合長	20	20	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.0
表彰	産業功労	利水委員	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0
表彰	産業功労	その他農商工団体等	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0
表彰	産業功労	土地改良区理事	20	20	8	-	15	12	-	-	-	-	-	-	15.7
表彰	産業功労	土地改良区総代	20	-	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	16.0
表彰	産業功労	土地改良区の長	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0
表彰	産業功労	土地区画整理団体の長	-	-	10	-	-	-	12	10	-	-	-	-	11.0
表彰	産業功労	市内同一会社・事業所	-	-	-	-	25	-	-	10	-	-	-	-	10.7
表彰	産業功労	イメージキャラクター選定委員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25.0
表彰	産業功労	くらしのアドバイザー	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	産業功労	愛知県建築開発等指導員	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	産業功労	放置自転車廃物判定委員	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	産業功労	商工、農林団体又は組合等の長	-	-	10	-	-	-	-	10	-	-	-	-	10.0
表彰	産業功労	商工、農林団体又は組合等の役員	-	-	-	-	-	-	-	10	15	-	10	10	11.0
表彰	産業功労	農林水産業に多年従事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	12.5
表彰	産業功労	商工観光業に多年従事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0
表彰	産業功労	同一職種に多年従事し優れた技能を有し、技能の練磨並びに後進の指導、育成	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0
表彰	産業功労	技能五輪全国大会等で優秀な成績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.0
表彰	産業功労	障害者、高齢者等の雇用を積極的にを行い、労務管理も他の模範となる事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
表彰	産業功労	障害者で、模範的な職業人として他の模範となる事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.0
表彰	永年勤続	一般職の職員	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
表彰	奇特篤行	寄附	300万円(団体500万円)以上	300万円以上	100万円(団体500万円)以上	-	100万円(団体300万円)以上	500万円(団体1,000万円)以上	-	100万円(団体300万円)以上	-	-	-	-	-